

令和2年度 クラウドファンディング活用支援補助金募集要項

1 趣旨

鹿児島市の産業振興を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資する起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料の一部を助成します。

2 募集内容

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資するため、クラウドファンディングで資金調達し、以下のいずれかの事業をおこなうもの

- ・ 起業して行う事業
- ・ 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- ・ 新たな事業分野への展開を行う事業
- ・ その他市長が認める事業

(2) 対象経費

クラウドファンディング運営事業者を支払う手数料

(3) 対象となるクラウドファンディング運営事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者で、以下の要件を満たすもの

- ・ 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者
- ・ 申込時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者。

3 応募資格

(1) 補助対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とします。

- ・ 本市に本社若しくは主たる事務所を有すること
- ・ 納期の到来している市税を完納していること
- ・ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等でないこと

(2) 補助対象外

次のいずれかに該当する者は、上記条件に関わらず対象外とします。

①次のいずれかに該当する事業を行う場合

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年、法律第122号）第2条6～第10項に該当する全業種
- ・宗教
- ・政治・経済・文化団体
- ・公序良俗に問題のある事業

②補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が確定している場合

③その他市長が適当でないとする場合

4 募集期間

- 令和2年10月1日（木）から令和3年2月5日（金）までの期間内で、随時、受け付けます。ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。
- 直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、5ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。
- 郵送の場合は、簡易書留で、5ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（令和3年2月5日（金）必着）。

5 補助額及び補助率

(1) 補助額

1件あたり20万円を限度とします。

※消費税等の租税公課は補助対象となりません。

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助上限額を超える部分は、申請者の負担となります。

※同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、原則1回に限ります。

(2) 補助率

補助対象経費の金額の2分の1以内

6 選定件数

10件程度

7 応募方法等

(1) 申し込み

上記「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。

- ・鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金に係る申込書（様式第1号）
- ・鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第2号）
- ・暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3号）
- ・課税事業者・免税事業者届出書（様式第4号）
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の交付申請

クラウドファンディングを活用し、資金の調達を完了した日から起算して3月以内又は交付決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。

- ・鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）
- ・クラウドファンディング運営事業者と締結した契約書等の写し
- ・クラウドファンディング運営事業者のウェブサイト（企画に係る部分に限る。）を印刷したもの
- ・クラウドファンディング運営事業者への利用手数料の支払が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

※提出書類の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

※提出書類は、補助対象者の選定及び選定後の実績の確認以外の目的で使用することはありません。

8 申請から補助金の交付までの流れ

(1) 申し込み

申込書など必要な書類を提出します。

(2) 審査

- 提出書類に基づき、資格要件や活動内容などを審査します。
- 審査結果は個別にご案内します。（申請後14日程度で補助金交付申請に係る採択通知を郵送予定）

(3) プロジェクト公開・資金調達

- プロジェクトを公開し、資金調達額に応じた手数料を支払います。

(4) 補助金交付申請・実績報告

- 補助金交付申請書兼実績報告書等、必要な書類を提出します。

(5) 実績の確認、補助金確定通知

実績報告書などでプロジェクト公開及び資金調達状況等を確認し、補助金確定通知書を送付します。

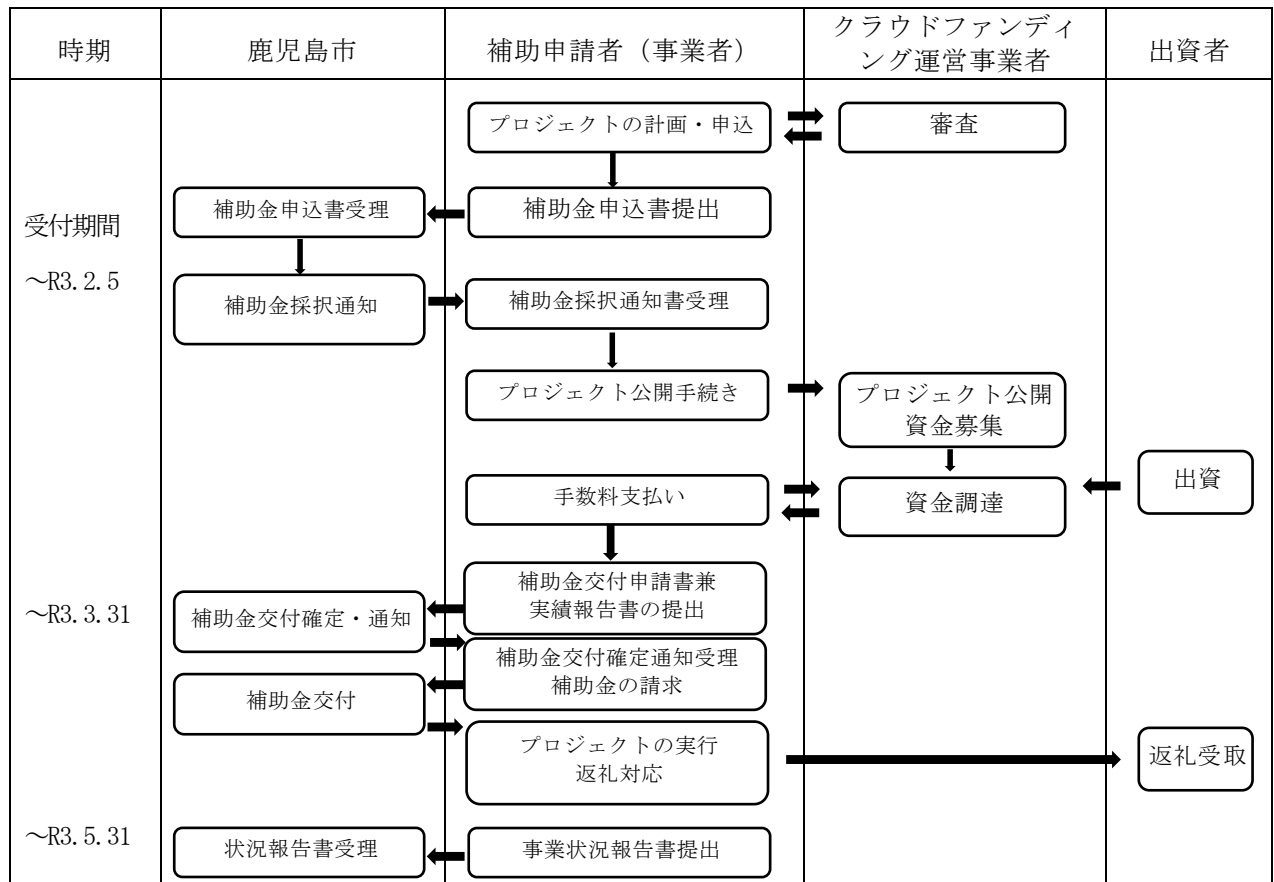
(6) 補助金の請求、交付

- 補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。
- 補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

(7) プロジェクトの実行

調達した資金を基に、プロジェクトを実行します。

【事務フロー図】



9 その他

(1) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくことになります。

(2) 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

- 補助対象事業の内容（ただし、軽微な変更であると認める場合を除く。）
- (3) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
- また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。
- ① 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
 - ② 申し込み又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
 - ③ 申し込み又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
 - ④ 「3(1)補助対象者」に規定する補助対象要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (5) プロジェクトの実施状況等について、令和3年5月31日までに、事業状況報告書を提出していただきます。また、市からのフォロー調査にご協力いただくことがありますので、予めご了承ください。
- (6) 応募内容等が第三者に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。
- (7) 補助金の交付申請等に関する手続きについては、別途「鹿児島市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱」に規定しています。

10 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設「マークメイザン」

〒892-0821 鹿児島市名山町9番15号

電話：099-227-1214 ファクス：099-227-1214

ホームページ：<https://mark-meizan.io/>